

# 本年1月から 自動車リサイクル法がスタートしました!



自動車リサイクルシステム

クルマのリサイクルを、  
みんなで支えましょう!



&



自動車リサイクル法

未来のために  
環境のために

自動車リサイクル法では、钣金塗装工場などの  
車体整備関連業者の皆さまに、重要な役割を担っていただきますので、  
ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

経済産業省  
環境省

# 自動車リサイクル法の仕組み

## 自動車リサイクル法が必要な理由

現在、国内で年間約400万台排出される使用済自動車は、解体業者や破砕業者等において約80%リサイクルされていますが、残り約20%の最終残さであるシュレッダーダストは、主に埋立処分されています。



## 知っておきたい自動車リサイクル法の仕組み

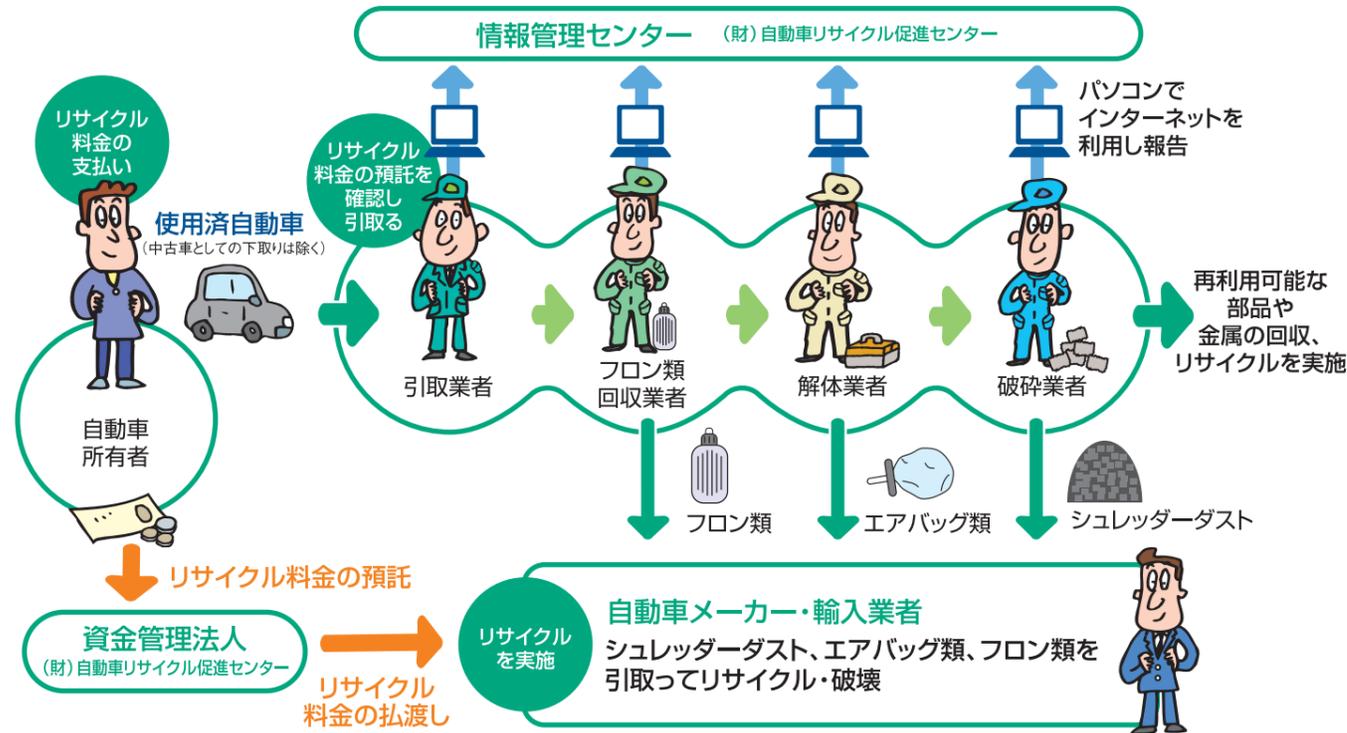
シュレッダーダストおよび新たな環境課題であるエアバッグ類、カーエアコンのフロン類を自動車メーカー・輸入業者が引取ってリサイクル（フロン類については破壊）

リサイクル料金は自動車の所有者が原則新車購入時または継続検査時に支払う（未払いの場合、廃車時）

- 引取業者、フロン類回収業者 → 都道府県知事等への登録
  - 解体業者、破砕業者 → 都道府県知事等の許可
- 必ず必要

使用済自動車等の引取り・引渡しをパソコンでインターネットを利用し報告する電子マニフェスト（移動報告）制度を導入（事業者は自動車リサイクルシステムへの登録が必要）

※原則としてすべての車種の四輪自動車が自動車リサイクル法の対象となります（トラック・バス等の大型車、商用車も含まれます）。



使用済自動車の引取りには「**引取業**」の、使用済自動車からの部品取りには「**解体業**」の登録・許可が必要です!

## Q1 引取業の登録、解体業の許可が必要なのはどんな時?

事故車や下取車のうち、使用済自動車（廃車）となるものを年間1台でも引取る場合には、都道府県知事等への引取業者の登録<sup>※1</sup>が必要になります。また、使用済自動車から再利用部品などの取外しを行うためには都道府県知事等から解体業の許可を受けることが必要<sup>※2</sup>となります。

一方、自動車整備業・修理業は、使用中の自動車について部品交換、塗装、補修等を行う業務であり、この業務の中で分解、取外しする行為は、自動車リサイクル法の「解体」には該当しません。

※1 引取業者の登録については、最終頁を参照ください。  
 ※2 例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されません。  
 ※ 引取業者、解体業者の双方の登録・許可を受ける場合は、合わせてフロン類回収業者の登録を受けることが適当です。  
 ※ 引取業者、フロン類回収業者、解体業者のいずれを行う場合も、都道府県知事等への登録・許可とは別に自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要ですのでご注意ください。

## Q2 登録を受けずに使用済自動車の引取りや、解体業の許可を受けずに部品取りを行った場合はどうなるの?

都道府県知事等への登録を行わずに使用済自動車を引取ったり、都道府県知事等から解体業の許可を受けずに使用済自動車から部品取りをした場合、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金となります。

2005年1月1日以降、使用済自動車はその金銭的価値の有無に関わらず、全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされます。そのため、自動車リサイクル法の引取業・解体業の登録・許可を行っておらず、さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金となります。

※都道府県等からの許可を受けずに業を行った結果、警察に告発された例もありますので、十分ご注意ください。

## Q3 現在、引取業者として未登録の方が使用済自動車の引取りを求められたらどうするの?

都道府県知事等への引取業者の登録及び自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了していない事業者が、お客様から使用済自動車の引取りを求められた場合は、都道府県知事等の登録を受けた他の引取業者の方を紹介するようにしてください。

一度「**使用済自動車**」として引取ったクルマを再登録・中古輸出等することは、原則できませんので十分に注意してください!



## Q4 使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いは何ですか?



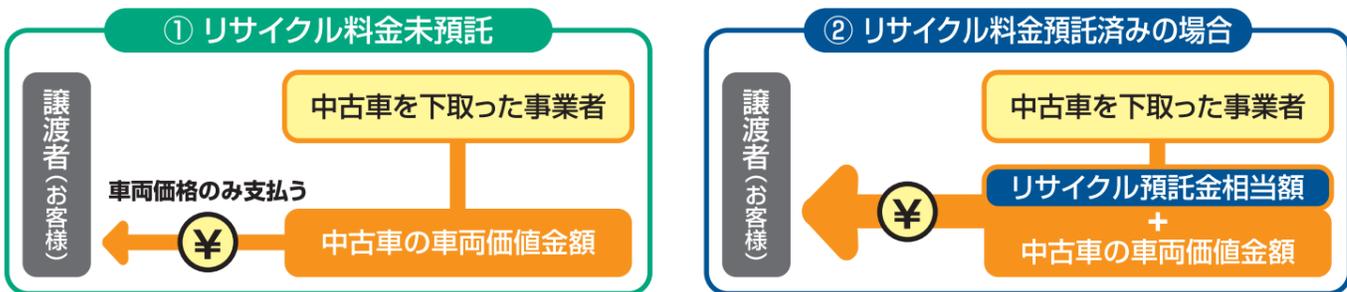
- 1 中古車として下取る場合**
- リサイクル料金が「未預託」の場合  
車両価格のみを譲渡者(お客様)にお支払いします。リサイクル料金に関するやり取りはありません。
  - リサイクル料金が「預託済み」の場合  
車両価格に加え、リサイクル預託金相当額\*を譲渡者(お客様)に中古車売買代金に含めて支払うことが必要です。

\*リサイクル預託金：a.シュレッダーダスト料金、b.エアバッグ類料金、c.フロン類料金、d.情報管理料金の合計額 (e.資金管理料金は含まない)

- 2 使用済自動車として引取る場合**
- リサイクル料金が「未預託」の場合  
最終所有者(お客様)にリサイクル料金をお支払いいただくことが必要です。
  - リサイクル料金が「預託済み」の場合  
リサイクル料金に関するやり取りはありません。

## リサイクル料金に関するやり取りの違い

### 1 中古車として下取る場合



### 2 使用済自動車として引取る場合



\*自動車リサイクル法が施行された後は、自動車の所有者にリサイクル料金を預託していただくことになり、この分使用済自動車の引取価格は上昇し、概ね有価となることが想定されています。

## Q5 昨年のうちに廃車とし、現時点で、解体作業中のクルマはどう取り扱えばいいの? また、中古車として保管しているクルマを廃車する場合はどう取り扱えばいいの?



自動車リサイクル法の対象となるクルマは、2005年1月1日以降に新たに引取業者に引渡されたクルマからとなりますので、昨年2004年中に廃車として引取り、現在解体作業中のクルマは対象外となります。そのため、リサイクル料金の支払い等は必要ありません(ただし、昨年のうちに廃車としたものを解体する場合も、解体業の許可は必要です)。  
一方、現在保管している中古車を廃車する際は、自動車リサイクル法の対象となりますので、最終所有者としてリサイクル料金を支払うとともに、都道府県知事等の登録を受けた引取業者に引渡す必要があります(自らが最終所有者兼引取業者となることも可能です)。

## Q6 中古車として保管しているクルマ(自動車登録ナンバーが有る無しにかかわらず)から部品取りをするには、解体業の許可が必要なの?



事業者自らが保有しているクルマであっても、部品を取り外しそのまま廃車する場合は、使用済自動車からの部品取りと見なされ、都道府県知事等の解体業の許可が必要となります。また、解体業の許可を取得して、使用済自動車からの部品取りを行う場合は、エアバッグ類、タイヤ、バッテリー、廃油・廃液、室内照明用の蛍光灯の回収等を行うことが義務づけられていますのでご注意ください。

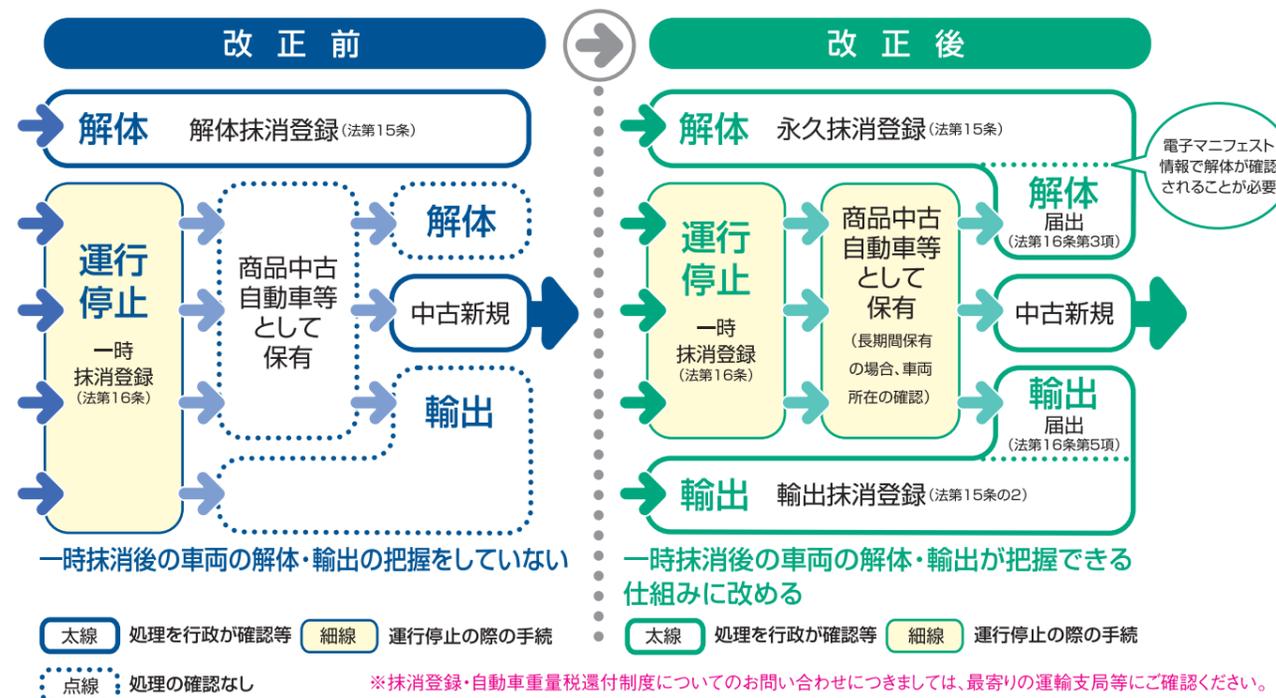
## Q7 解体業の許可のある事業者の事業所内で、外部の者が部品取りをすること(いわゆる「もぎ取り解体」)は可能なの?



解体業者は、使用済自動車の保管・解体等を行う際の標準的な作業手順等を示した「標準作業書」を常備しており、これに当該解体業者の監督・責任のもとで、外部の者によるいわゆる「もぎ取り解体」を行うと記載されているのであれば、可能です。

## 【抹消登録・自動車重量税還付制度について】

・2005年1月1日から改正された道路運送車両法の抹消登録関係の手続きと使用済自動車に関する自動車重量税の還付制度がスタートしました。  
・抹消登録関係の具体的な改正内容として、永久抹消登録制度と一時抹消登録制度(軽自動車については自動車検査証の返納)の双方を引き続き残しつつ、一時抹消登録後に解体がされた時(自動車リサイクル法の電子マニフェスト情報で解体が確認されることが必要)と、中古車輸出(一時抹消登録を行わずにそのまま輸出する場合も含む)を行う時には、その旨の届出等を運輸支局等にすることが必要となっています。  
・自動車重量税の還付制度とは、使用済自動車適正に解体され、解体を事由とする永久抹消登録または解体された旨の届出が行われた場合、運輸支局等を経由して申請することにより車検残存期間に相当する自動車重量税額を還付するものです(輸出抹消では還付されない点にご留意ください)。



# リサイクル料金に関する重要事項です!

## 8 リサイクル料金って何?

**リサイクル料金とは、自動車を解体・破砕した後に残るゴミであるシュレッダーダスト、エアバッグ類のリサイクルとカーエアコンのフロン類を破壊するために必要な料金です。国が指定する資金管理人〔(財)自動車リサイクル促進センター〕にお支払いいただき、自動車を使用済みになる時まで確実に管理することになります。なお、3品目のリサイクル料金に加え、リサイクル料金の管理に必要な費用(資金管理料金)と使用済自動車の引取り・引渡しの情報管理に必要な費用(情報管理料金)についてもお支払いいただけます。**



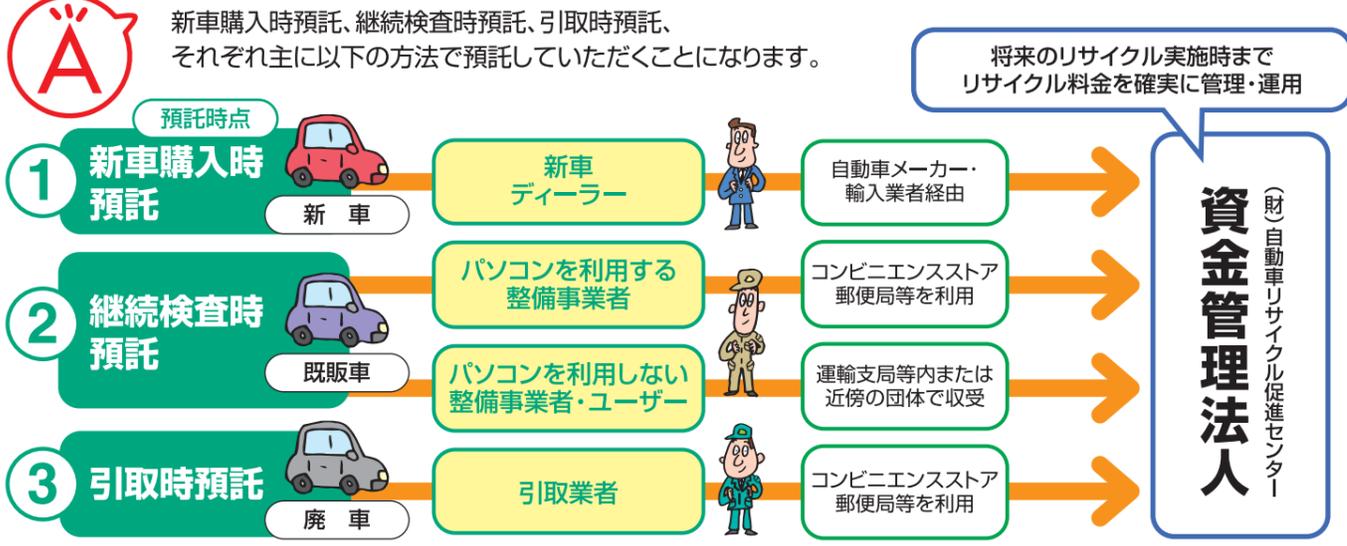
## 9 リサイクル料金っていくらなの。

リサイクル料金の水準は概ね右表の通りです。詳細は各自動車メーカー・輸入業者のホームページまたは自動車リサイクルシステムホームページ(<http://www.jars.gr.jp/>)を参照してください。

自動車の種類	3品目のリサイクル料金の合計額の水準
軽・小型乗用車(コンパクトカー)	エアバッグ類4個、エアコン有り 7千円～1万6千円程度
普通乗用車	エアバッグ類4個、エアコン有り 1万円～1万8千円程度
中・大型トラック	エアバッグ類2個、エアコン有り 1万円～1万6千円程度
大型バス	エアバッグ類2個、エアコン有り 4万円～6万5千円程度

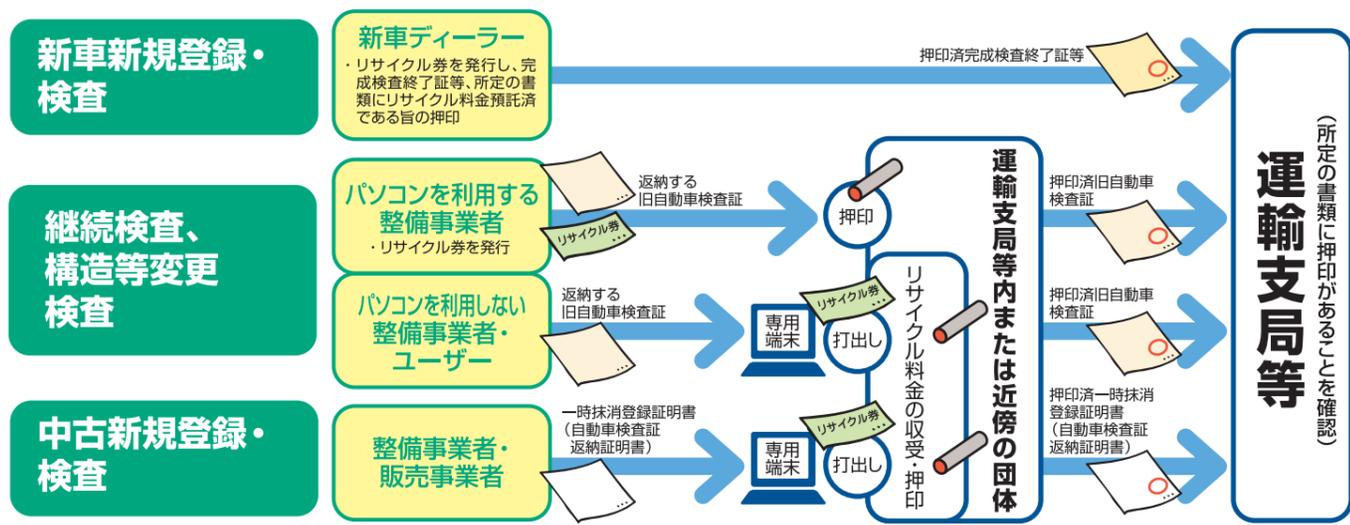
※加えて、資金管理料金380円(新車購入時)または480円(車検時または廃車時)、情報管理料金130円が必要となります。

## 10 どんな方法で預託するの?



## 11 登録・検査時には何か手続きが必要なの?

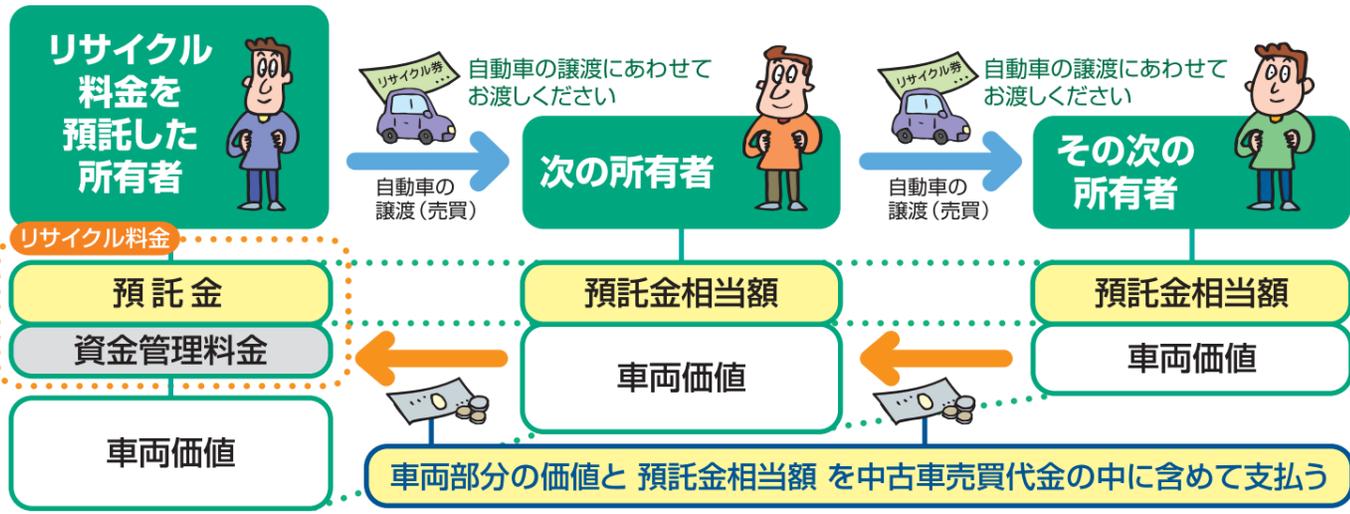
2005年の2月1日以降は、新車新規登録・検査、継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査を受ける際に、運輸支局等においてリサイクル料金が預託されているか否かが確認され、預託されていない場合、登録・検査が受けられなくなります(継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査については、2005年の2月1日以降3年間の時限措置)。具体的には、リサイクル料金が預託されていることを証明するリサイクル券を活用し、主に以下の方法でリサイクル料金預託の有無が確認されます(リサイクル券は紛失されないよう、自動車検査証などと共に適切に保管していただくようユーザーにお願いしてください)。



※引取業者が使用済自動車を引取る際に実施するリサイクル料金の預託の有無の確認は、2005年1月1日から始まっています。  
 ※3年間の時限措置期間中に2回以上の継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査を受ける場合、2回目以降もリサイクル料金の預託の有無が確認されます。その際は、1回目に利用したリサイクル券を運輸支局等内または近傍の団体に再度提示してください(改めてリサイクル料金を支払う必要はありません)。

## 12 リサイクル料金預託済みの中古車を売った時は、リサイクル料金はどうなるの?

新所有者は車両部分の価値とリサイクル券に記載されている預託金相当額を、中古車売買代金の中に含めて、旧所有者に支払う必要があります。



**会計：税制上の取扱い**

購入時と売却時では、同額の預託金相当額を支払い、受け取っているため課税所得が生じません。預託金相当額の授受については、消費税法上の非課税取引になります。このため、車両価値額と預託金相当額について事業者として会計処理を行う場合は、別々に会計処理をしてください。新所有者は預託金相当額を資産計上し、旧所有者は資産勘定に計上されていた預託金相当額を現金に振り替えることになります。

# 「引取業」の登録の方法

## ① 都道府県知事等への登録

自動車リサイクル法では、使用済自動車を引取る「引取業」を行う事業所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の登録を受けることが必要とされています。

各都道府県・保健所設置市の自動車リサイクル担当窓口にてご登録ください。

自動車リサイクル法の「引取業者」の登録を受けていただくと、都道府県等から自動車リサイクル法の引取業の登録番号が記載された「登録番号通知書」が送付されますので、引続いて「自動車リサイクルシステム」への事業者登録に移ります。

## ② 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

2005年1月1日以降、使用済自動車を引取る場合は、パソコン等を用いたリサイクル料金預託確認及び電子Manifestoによる引取・引渡報告を行うことが必要となり、このため、都道府県等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

自動車リサイクルシステムの登録申込書は「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター<sup>\*</sup>」「(社)日本自動車販売協会連合会各支部」「(社)全国軽自動車協会連合会都道府県地区事務取扱所」「各都道府県中古車販売協会」「各都道府県自動車整備振興会」「各都道府県等の自動車リサイクル法担当窓口」で入手いただくことが可能です。

### ※自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

問い合わせ先：03-5673-7403（平日8:00～20:00 土・日・祝休）

#### ● 登録に必要な書類

##### ① 登録申込書

- 事業者情報記入用紙：1事業者当たり1枚、必要事項を記入
- 事業所情報記入用紙：引取業を行う事業所数と同数、必要事項を記入

##### ② 添付書類

- 都道府県知事等から既に送付されている引取業者としての登録通知書の写し
- 郵便局自動払込利用申込書

#### ● 必要書類の郵送

上記の必要書類を「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター<sup>\*</sup>」へ郵送してください。

### ※自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

書類郵送先：〒125-0061 東京都葛飾区亀有駅前郵便局留

注：上記2種類の登録申込書については、郵送いただいた後に自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターから記載事項を確認させていただく場合がありますので、郵送いただく際にはコピーをとって写しを保管するようにしてください。

※登録にはある程度の日数が必要となります。

### <自動車リサイクルシステムに関する問い合わせ先>

- (財)自動車リサイクル促進センター  
<http://www.jarc.or.jp/>  
または、自動車リサイクルシステム  
<http://www.jars.gr.jp/> 「よくある御質問」への回答などを用意しておりますので、こちらもご覧ください。
- 自動車リサイクルシステムコンタクトセンター  
TEL:03-5673-7396 ※間違い電話が多くなっておりますので、今一度番号をお確かめください。

### <本資料に関する問い合わせ先>

- 経済産業省 製造産業局自動車課  
TEL:03-3501-1690 FAX:03-3501-6691  
<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/index.html>
- 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課自動車リサイクル対策室  
TEL:03-5501-3153 FAX:03-3593-8262  
<http://www.env.go.jp/recycle/car/index.html>